

相模原市（仮称）美術館（橋本）の整備に向けた サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討にあたって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の目的

本市の美術館については、リニア中央新幹線神奈川県駅の設置がされる橋本地区と米軍基地相模総合補給廠返還地のそれぞれに機能を分散して施設を整備し、一体的な運用を図っていくことを想定しています。

このうち、先行して整備する橋本地区での美術館整備において、民間活力の導入により整備予定地の有効かつ高度な土地利用を図ることにより、地域の活性化を図りつつ財政負担の軽減を図る方法を調査、検討することを目的に実施します。

3 調査対象

（仮称）美術館（橋本）整備事業（相模原市緑区大山町1番43号）

物件概要等は別紙1のとおり

4 対話内容（募集内容）

次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

整備主体・手法及び運営手法（運営方法はPFI等の場合のみ）

ただし、建物にかかる整備費は、原則として市負担額が5億円以内（公園整備は含まず）となるようなご提案を募集いたします。

対話実施後に追加対話（書面による対話を含む）等を実施する場合がありますので予めご了承ください。

5 実施スケジュール

内容	実施時期
対話実施要領の公表	平成29年 8月14日（月）
事前説明会の開催	平成29年 8月22日（火）14時～16時
対話参加の申込み	平成29年 8月28日（月）～31日（木）
対話の実施	平成29年 9月 7日（木）～12日（火）
資料提出	対話実施日の3営業日前まで
結果の公表	平成29年10月末予定

6 対話までの流れ

(1) 事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙2「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに下記宛先へお申し込みください。

事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。

【日時】平成29年8月22日(火) 14時から16時まで

【場所】アートラボはしもと(相模原市緑区大山町1番43号)

【申込期限】平成29年8月21日(月) 12時まで

【申込先】相模原市市民局文化振興課

bunkashinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp

(2) 対話参加の申込み

参加を希望される方は、別紙3「エントリーシート」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに上記申込先へお申込みください。

Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期限】平成29年8月31(木) 17時まで

(3) 資料提出

任意様式により提案内容に関する資料をご作成いただき、Eメールに添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【申込期限】対話実施日の3営業日前までとします。

(4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日時】平成29年9月7日(木)から12日(火)までの期間で、1時間程度。

(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しております。

(5) その他

対話参加の申込みが多数であった場合は、本調査を効率的に行うため、対話実施日や対話時間について調整させていただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

7 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

(2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。

また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

(4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

8 参考資料

(1) 物件案内図

(2) 相模原市美術館基本構想

(3) アートラボはしもとについて

9 問い合わせ先

連絡先：相模原市役所市民局文化振興課（文化芸術班）

所在地：相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

電話番号：042-769-8202（直通）

F A X：042-754-7990

E - m a i l：bunkashinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp